

令和7年度大江町企業人材スキルアップ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町内企業が企業内人材の育成を図ることで町内産業の向上に資することを目的として、事業所が負担する経営上で必要となる各種資格、免許及び技能等（以下「資格技能」という。）の習得に要する経費に対して、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、町長が予算の範囲内において補助金を交付する。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は町内に所在する事業所（支店・工場等を含む）とする。また、資格技能を習得しようとする者は事業主又は当該事業所に勤務する従業員とする。

2 町税等を完納していること。

3 暴力団等の反社会的勢力である者、又は反社会的勢力と関係を有している者、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている者には補助金の交付を行わない。

(対象資格)

第3条 補助金の交付の対象となる資格技能は、次の各号にいずれかに該当するもので、町長が認める資格技能とする。ただし、本事業の補助金の交付（過年度を含む。）を受けた資格技能を同一の者が再び習得しようとする場合は、補助対象とならない。

(1) 事業を営営するうえで習得する必要がある資格技能であること。

(2) 既に事業を営んでいる者が異なる業種について新たに事業を開始（以下「第二創業」という。）するうえで習得する必要がある資格技能であること。

(3) 事業の経営に関係し専門性のある資格技能であること。

(4) その他自己啓発と自主学習意欲を喚起し当該事業所の発展に貢献すると認められるもの。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、資格技能習得を図るために事業所が負担する経費であって、別表のとおりとする。なお、国、県、町その他団体の他の制度による補助金の交付を受けられる場合にあつては、その額を差し引いた金額を対象経費とする。

2 消費税額及び地方消費税額に相当する額は含めないものとする。

3 汎用性、趣味性の高い資格取得のための研修又は試験等は対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費（消費税は含まない）の2分の1以内の額とし、一回の資格技能研修につき10万円を限度とする。なお、補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、一事業所が交付を受けられる補助金の額の合計は、一年度につき10万円を限度とする。

2 第二創業に関して一事業所が交付を受けられる補助金の額の合計は、前項ただし書きに規定する補助金の額とは別に一年度につき 10 万円を限度とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、資格技能研修に申込みを行い、当該資格技能研修を受けることとなった場合に補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次の関係書類を添付して事業開始日の 14 日前までに町長に提出し受理されなければならない。

- (1) 資格技能研修計画書（別紙）
- (2) 資格技能の概要がわかる書類の写し
- (3) 資格技能研修の申込書又は受験票、受講票などの写し
- (4) 資格技能習得のために事業所が負担する経費がわかる書類の写し
- (5) 当該事業所に勤務する従業員であることがわかる書類の写し（雇用保険被保険者証又は雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し等）
- (6) その他必要な書類

(交付決定)

第 7 条 町長は、前条に基づき申請を受けたときは、内容を審査のうえ補助金の交付を決定し、通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業完了後 30 日を経過する日又は令和 8 年 3 月 13 日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第 2 号）に次の書類を添付して報告するものとする。

- (1) 資格技能研修実績書（別紙）
- (2) 資格技能の習得を証明する書類の写し（研修修了証、受験票、合格証書等）
- (3) 資格技能習得のために事業所が負担した経費の領収書の写し等
- (4) その他必要な書類

(額の確定)

第 9 条 町長は、実績報告書を受理したときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

(返還)

第 10 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を補助事業者に命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

大江町企業人材スキルアップ支援事業補助金対象経費

経費区分	経 費 の 内 容
受験料	資格技能に係る試験の受験に要する経費
受講料	資格技能に係る研修の受講に要する経費

＊ ただし、テキスト代（受講料等と明確に区分されている場合に限る）、振込手数料、旅費（宿泊費、交通費）は対象外とする。